

垂井町立垂井小学校における

いじめ防止等のための基本的な方針

平成30年4月1日策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

ここに定める「垂井町立垂井小学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、地方公共団体（垂井町教育委員会）、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」が、平成29年3月14日に改定されたことや、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月岐阜県策定）」が8月22日付けで改定されたこと等を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※〈一定の人的関係とは〉

・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

〈物理的な影響とは〉

・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の検査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、下記の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得る」
- ・「いじめは、発見しにくいものであるという発想をもつ」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な見守りを行うとともに、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

すべての子どもが安心して生活できる居場所づくりと子どもたちの主体的で共同的な活動による絆づくりを進めることによって、いじめが起きない活力ある学級、魅力ある学校を目指します。

(1) 子どもたちが主体的に考え、活動する場面を大切に、「分かる、できる、楽しい」という思いをもたせることができるように授業を工夫する。

- ・基礎的、基本的な知識・技能の定着を図ると共に、全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた。」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であるという、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・日頃から、青空タイム、昼休みの遊びを通して、子どもとの人間関係を深める。

(2) 一人一人の児童理解に努め、よさやがんばりを認め、価値付け、所属感や自己肯定感、自己有用感をもたせる指導を充実する。

- ① 児童が自己肯定感や自己有用感を感じられる指導をする。
 - ・毎時間の授業の中で、10人以上の児童のよさや頑張りを見つけて価値付ける。
 - ・係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして選択できるように助言する。
 - ・学校行事や日常の取組の中で、役割を一人一役で分担し、一人一人が力を発揮できるようにする。
 - ・地域の行事やボランティア活動に、学校や地域の一員として主体的に参加し、貢献できるように教師が率先して活動を行ったり、働きかけたりする。また、活動した姿を価値付ける。
 - ・日常的な子ども同士、教師からのよさ見つけを行い、行動を価値付ける。
 - ・「学級・学校に居場所がある。」と感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。(学期に1回は時間を確保して、全員の児童とじっくりと教育相談を行うようにする。)
- ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ・自分の目標を決めたり、実際の活動やそれを振り返ったりする場面で、互いのよさを認め合い、信頼を高められるようにする。
 - ・帰りの会や学級活動を充実させ、仲間のすばらしい行為について、背景や気持ちを考え、話し合う活動を実施する。

- ・異年齢交流活動（なかよし活動）において、上級生が下級生を思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら活動できるようにする。
- ・グループ活動において、考え方や性別等の違いを超えて、互いに協力できるようにする。

③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

- ・学校や家庭生活について、具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする。
- ・自分に合っていると思われるクラブを選択し、目標をもって参加できるようにする。
- ・宿泊的行事や遠足、社会見学等において、学級や自身の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする。

（３）「あたたかい言葉がけ運動」等により、家庭や地域での児童の頑張りやよい姿を紹介し、家庭や地域での実践力を高める。

- ・家族や地域の方に心をこめて挨拶できるように、挨拶のよさを理解させる指導を日常的に行う。
- ・地域の一員としての自覚を高めるために、地域の行事に積極的な参加を勧める。
- ・定期的に「あたたかい言葉がけ運動」を地域や家庭に配付し、地域や家庭で児童のよさを見つけ、認めようとする雰囲気高める。

（４）道徳の時間や学級活動、「ひびきあい集会」の指導等を通して、仲間への思いやりの心や生命を大切にしようとする心を育てる。

- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより、児童会活動等でも適時いじめについて取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。さらに1家庭1ボランティア及びあたたかい言葉がけ運動等に取り組むことで、人権感覚を高め、他を思いやる心を育成する。
- ・豊かな体験を通して道徳性が養われるよう家庭や地域社会と協力し、郷土への誇りと愛着を育むふるさと教育を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることを絶対許さないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、PTA総会等で保護者にも伝え、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネットやSNSの正しい活用の仕方やトラブルの防止について、児童と保護者を交えた研修会を実施し、危険や情報モラルに対する理解を深める。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、共に遊び、共に過ごす中で日常的な声かけ、アンケート調査（毎月記名・無記名）、アセス検査等の実施・分析等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケート調査等は、5年間保存する。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう。」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・「教育相談・指導支援個票（個別の支援計画）」を利用して、個々の様子を共有して、日常の指導に生かす。（保幼小中高の連携）
- ・「教師の感動を伝える認め方」を授業研究会の視点とし、1時間に10人は児童のよさや努力を認める。
- ・年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修会を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・日頃から気になる子どもやその保護者には声をかけ、いじめの事案がないか確認する。
- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

（５）関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、下記の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、教育相談主任、養護教諭
学校職員以外：PTA会長、学級・学年委員、学校評議員、スクールアドバイザー、主幹教諭、民生児童委員

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	取組内容
1学期	<ul style="list-style-type: none">・前担任から新担任へ、児童の実態や指導の過程についての確実な引継（保幼小中）・PTA総会、学校だより、学校HP等による「方針」、眠育・情報モラル等の発信・全職員による児童の姿の交流（共通理解と共通指導）・SSTの実施（自分の気持ちを表現する力や仲間との関わり方の指導）・教職員が授業1時間に10人以上ほめる取組（年間を通して）・GW後の生活習慣の見直しと改善（PTAとの連携による生き生きカードの実施）・ふるさと教育の充実（垂井曳やま祭り・地域探検・相川・地元企業見学等）・総合的な学習の時間での豊かな心の育成（垂井子ども園交流・高齢者との交流）・各学級の人権宣言の取組・親子情報モラル研修会（PTA家庭教育学級）・町づくり協議会との連携（ボランティア活動・価値付け）・生活アンケート（記名・無記名式）の実施、(毎月)・教育相談の実施・学校評議員会、民生委員さんと語る会の実施・アセス検査等の実施と個々の実態把握と分析・支援策の検討・第1回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ※「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（適宜） <ul style="list-style-type: none">・支援が必要な子どもへの夏休み中の対応の検討と実施・1家庭1ボランティア・親子人権標語の取組・人権作文・人権標語の取組（6年生）

2学期	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後の生活習慣の見直しと改善（P T Aとの連携による生き生きカードの実施） ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・全職員による児童の姿の交流（共通理解と共通指導） ・S S Tの実施（自分の気持ちを表現する力や仲間との関わり方の指導） ・生活アンケート（記名・無記名式）の実施、(毎月)・教育相談の実施 ・ふるさと教育の充実（中山道巡り・垂井っ子祭り等） ・町づくり協議会との連携（ボランティア活動等） ・総合的な学習の時間での豊かな心の育成（園交流・高齢者との交流） ・町づくり協議会との連携（ボランティア活動・価値付け） ・親子で人権について考える会（P T A家庭教育学級） ・ひびきあい集会（垂井小人権宣言・各学級人権宣言の取組発表） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ※「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（適宜） ・支援が必要な子どもへの冬休み中の対応の検討と実施
3学期	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み後の生活習慣の見直しと改善（P T Aとの連携による生き生きカードの実施） ・親子ほかほかレター（P T A家庭教育学級在宅型の取組） ・全職員による児童の姿の交流（共通理解と共通指導） ・S S Tの実施（自分の気持ちを表現する力や仲間との関わり方の指導） ・生活アンケート（記名・無記名式）の実施（毎月）・教育相談の実施 ・お世話になった方に感謝する会、6年生に感謝する会の取組 ・学校評議員会の実施 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ※「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（適宜） ・支援が必要な子どもへの春休み中の対応の検討と実施 ・前担任から次年度への児童の実態や指導の過程についての確実な引継（保幼小中）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 教育委員会へ第一報として報告（指導、助言を受ける）

- ④ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ⑤ 教育委員会へ経過報告（指導、助言を受ける）
- ⑥ いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑦ いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑧ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童・保護者の謝罪を含む）
- ⑨ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑩ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」があると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている「疑い」があると認めるときについては、下記の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３）いじめ「解消」の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係わる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月は継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害児童本人およびその保護者との面談などにより確認すること。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、１８歳まで保存する。